香川高等専門学校教職員懲戒審査規則

平成 23 年２月 23 日制定

（趣旨）

第１条　この規則は，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（平成 16 年機構規則第６号。以下「就業規則」という。）第 48 条及び第 49 条第２項の規定並びに独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（平成 16 年機構規則第 30 号。以下「懲戒規則」という。）に基づき，香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員（以下「教職員」という。）の懲戒，訓告及び厳重注意（以下「懲戒等」という。）の手続きについて，必要な事項を定めるものとする。

（所属長の定義）

第２条　この規則において，所属長とは当該各号に定める者とする。

(1) 各学科長及び一般教育科長

(2) 専攻科長

(3) 各センター長

(4) 各課長

（所属長の責務）

第３条　所属長は，所属教職員について懲戒等に該当すると思料する事案があるときは，速やかに校長に報告しなければならない。

２　前項に係る事案について，校長から更なる調査の要請があった場合は，所属長は，速やかに当該事案に係る事実関係について詳細に調査し，その結果を校長に報告しなければならない。

（懲戒等の審査機関）

第４条　校長は，前条各項の報告等に基づき，又は校務運営上の必要から，懲戒等に該当する事案であると判断したときは，懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し，公平・中立な立場で，その事案の事実関係の調査，確認及び懲戒等の要否並びに懲戒等が必要な場合の量定を審査させるものとする。

２　委員会が事実関係の調査を行うにあたっては，当該調査の対象となる教職員に対し，

あらかじめ当該調査が委員会によって実施される旨を説明するものとする。

（委員会）

第５条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副校長

(2) 校長が指名する主事

(3) 事務部長

(4) 審査対象教職員の所属長

(5) その他，校長が指名した者

２　前項の委員に，審査に付せられる事案に関係のある者が含まれる場合は，その者は委員から除外する。

（委員長）

第６条　委員会に委員長を置き，校長が事案ごとに指名する副校長をもって充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員長が必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（審査説明書の交付）

第８条　委員会は，事案の審査の過程において，懲戒等に相当すると判断した教職員に対して，その量定を審査する前に，審査の事由を記載した説明書（以下「審査説明書」という。）を交付し，弁明の機会を与えなければならない。ただし，対象となる教職員の所在を知ることができない場合はこの限りではない。

２　審査説明書は，別紙様式１のとおりとする。

（弁明の機会の請求）

第９条　前条の審査説明書を交付された教職員が，弁明の機会を請求するときは，その教

職員（以下「請求者」という。）は，その旨を記載した書面（以下「弁明請求書」という。）を，審査説明書を受領した日の翌日から７日以内に委員長に提出しなければならない。

２　弁明請求書は，別紙様式２のとおりとする。

（口頭弁明）

第 10 条　請求者が，口頭弁明を行う場合には，実施の２日前までに，1,000 字以内で記述された弁明の要旨（以下「弁明要旨」という。）を記載した書面を委員長に提出しなければならない。

２　弁明要旨は，別紙様式３のとおりとし，弁明内容を裏付けるのに必要な資料を添付することができる。

３　請求者は，審査説明書で指定した日時，場所において，弁明するものとし，口頭弁明の時間は，概ね１時間以内とする。

４　前項の時間は，委員会が弁明の継続の必要があると認めたときは，この限りではない。

５　請求者が，正当な理由なく，第１項の期日までに弁明要旨を提出せず，又は第３項の口頭弁明の日に出頭しない場合は，弁明を辞退したものとみなす。

６　請求者が，病気その他やむを得ない理由で，口頭弁明の日に出頭できない場合は，第３項の口頭弁明の実施日時までにその期日の延期を申請する書面（以下「弁明延期申請書」という。）及びその理由を証明する書類を，委員長に提出しなければならない。

７　弁明延期申請書は，別紙様式４のとおりとする。

８　委員長が，前項の口頭弁明の実施の延期を認める場合は，弁明実施方法等通知書によって口頭弁明の日時及び場所を再度通知する。弁明実施方法等通知書の交付は，実施する日の３日前までには行うものとする。

９　弁明実施方法等通知書は，別紙様式５のとおりとする。

（書面による弁明）

第 11 条　請求者は，審査説明書で指定された提出期限までに，弁明書を，委員長に提出しなければならない。

２　弁明書は，別紙様式６のとおりとし，弁明内容を裏付けるのに必要な資料を添付することができる。

３　委員長は，請求者から第１項の期限内に弁明書が提出された場合は，受理し，審査しなければならない。

４　請求者が，正当な理由なく，第１項の提出期限までに弁明書を提出しないときは，前条第５項の規定を準用する。

５　請求者が，病気その他やむを得ない理由で第１項の提出期限までに弁明書を提出できないときは，前条第６項の規定を準用する。

６　委員長が，前項の提出期限の延期を認める場合は，弁明実施方法等通知書によって弁明書の提出期日を再度通知する。弁明実施方法等通知書の交付は，提出期日の３日前までには行うものとする。

（弁明の辞退）

第 12 条　請求者が，口頭又は書面による弁明を行わないときは，書面（以下「弁明辞退書」という。）をもって委員長に申出なければならない。

２　弁明辞退書は，別紙様式７のとおりとする。

（審査結果の報告等）

第 13 条　委員会は，事実関係の最終確認並びに審査対象教職員の弁明を踏まえて事案の審査を確定する。

２　委員会は，事実を証明する書類，審査対象教職員の弁明関係書類並びにその他の資料を付して，事実の確認結果及び懲戒等の要否などの審査の結果を校長に報告しなければならない。

３　委員会は，事案の審査の結果，懲戒等に相当すると判断した場合は，その量定（厳重注意，訓告，戒告，減給，停職，諭旨解雇及び懲戒解雇の別）を確定し，校長に勧告するものとする。なお，審査の結果、全会一致を見ないときは，少数意見を付記するものとする。

（審査の非公開）

第 14 条　委員会の審査は，公開しないものとする。

（庶務）

第 15 条　委員会の庶務は，総務課において処理する。

（非常勤教職員への準用）

第16条　非常勤教職員の懲戒等については，第1条から前条までの規定を準用する。

（雑則）

第17条　この規則に定めのない事項が生じたときは，委員会で決定するものとする。

附　則

1　この規則は，平成23年2月23日から施行する。

2　施行日以後において，施行日前に行われた非違行為が発覚し，当該事案が懲戒等に該当すると校長が認めるときは，校長は，この規則による懲戒等の審査を委員会に行わせることができる。

附　則

この規則は，平成25年9月19日から施行する。

附　則

この規則は，令和7年10月16日から施行する。

様式１

審　査　説　明　書

<table>
<tr><td>（所　属）</td><td rowspan="2">（氏　名）</td></tr>
<tr><td>（職　名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（審査理由）</td></tr>
<tr><td>（口頭弁明の日時）
令和　　年　　月　　日
時　　分　～　　時　　分</td><td>（口頭弁明の場所）</td></tr>
<tr><td>（弁明書の提出期限）
令和　　年　　月　　日
時　　分</td><td>（審査説明書交付日）
令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">香川高等専門学校懲戒審査委員会は、上記のとおり、香川高等専門学校教職員懲戒審査規則第８条第１項の規定により、この審査説明書を交付します。

香川高等専門学校懲戒審査委員会委員長
副校長　　○　○　○　○　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">香川高等専門学校教職員懲戒審査規則第９条第１項の規定により、この審査説明書を受領した日の翌日から７日以内に、香川高等専門学校懲戒審査委員会に対し請求した場合、口頭又は書面による弁明の機会が与えられます。</td></tr>
</table>

様式２

弁　明　請　求　書

<table>
<tr><td>（所　属）</td><td rowspan="2">（氏　名）</td></tr>
<tr><td>（職　名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（弁明の方法）

□　　口頭による弁明
を希望します。

□　　書面による弁明</td></tr>
<tr><td colspan="2">香川高等専門学校懲戒審査委員会委員長
副校長　　○　○　○　○　　殿

上記のとおり弁明を請求します。
請求者氏名</td></tr>
<tr><td>（請求者提出日）
令和　　年　　月　　日</td><td>（委員長受領日）
令和　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

（注）　「弁明の方法」は、該当する □ をチェックしてください。

様式３

弁　明　要　旨

（所　　属）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（職　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（弁明内容）【「審査理由」等に対して、以下に１，０００字以内で陳述してください。】

（注）【用紙の下部中央には、ページ番号を入れてください。】

様式４

弁明延期申請書

（所　属）	（氏　名）
（職　名）	
（弁明の延期の理由）	
（審査説明書または弁明実施方法等通知書に記載されている弁明の方法） □　口頭弁明 【 実　施　日　時 】　令和　　年　　月　　日（ ） 時　　分　　～　　時　　分 □　書面弁明 【 弁明書の提出期限 】　令和　　年　　月　　日（ ）　　時　　分	
香川高等専門学校懲戒審査委員会委員長 副校長　　○　○　○　○　　殿 上記のとおり弁明の延期を申請します。 請求者氏名	
（請求者提出日） 令和　　年　　月　　日	（委員長受領日） 令和　　年　　月　　日

様式５

弁明実施方法等通知書

<table>
<tr><td>（所　属）</td><td rowspan="2">（氏　名）</td></tr>
<tr><td>（職　名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（陳述の方法）
□　口頭弁明
【 実　施　日　時 】　令和　　年　　月　　日（ ）
時　　分　～　　時　　分
□　書面弁明
【 弁明書の提出期限 】　令和　　年　　月　　日（ ）　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">以下は口頭弁明の場合に必要な事項です。</td></tr>
<tr><td>弁明要旨の提出期限</td><td>令和　　年　　月　　日（ ）（様式３）
（香川高等専門学校教職員懲戒審査規則第１０条第１項）</td></tr>
<tr><td>口頭弁明の場所</td><td>香川高等専門学校　　室</td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上記のとおり通知します
令和　　年　　月　　日
香川高等専門学校懲戒審査委員会委員長
副校長　　○　○　○　○　　㊞</td></tr>
</table>

様式６

弁　明　書

（所　　属）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（職　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（弁明内容）【「審査理由」等に対して、以下に４，０００字以内で陳述してください。】

（注）【用紙の下部中央には、ページ番号を入れてください。】

様式７

弁　明　辞　退　書

令和　　年　　月　　日

香川高等専門学校懲戒審査委員会委員長
　副校長　　○　○　○　○　　殿

氏　　名

私は，令和　　年　　月　　日付け審査説明書に基づく弁明の請求を辞退します。